

岩手県の原発放射線影響対策の取組状況について【平成30年6月】

1 現状・これまでの取組

- 【空間放射線量測定】県内の主要55地点等においては、除染の進展や時間の経過に伴い、測定値は低減し安定している。【県南3市町主要地点における空間放射線量：H23.6対比で概ね30%まで低減】
- 【県産農林水産物等の放射性物質検査】国のガイドライン等に基づく検査においては、野生鳥獣肉や野生きのこ等を除き、不検出又は基準値以下が結果の大半を占めている。【H29年度の基準値以下割合：99.98%】
- 【出荷制限】県内の農林水産物では未だ20品目14市町で出荷制限等が継続しているが、順次解除が進んでおり、平成29年10月26日には全国初の原木なめこ（露地栽培）の出荷制限一部解除が実現（大船渡市生産者1名）。
- 【原木しいたけ】生産環境の整備等に取り組み、出荷制限指示の一部解除が進んでいるものの、原木価格の高騰等もあり、支援が必要な状況にある。【原木価格：震災前(H20～22年平均)181円/本→震災後(H29年)295円/本】
- 【農林業系副産物】放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥、ホダ木の処理に各市町村が取り組んでいるが、現時点でも県内に約2万7千トンが保管されている。【発生量に対する処理済割合：約53%】
- 【除去土壌等の処理】除染により生じた汚染土壌や道路側溝汚泥の処理については、住民理解を得ながら各市町村において一時保管を進めているが、処理基準は国から示されておらず、対応が長期化している。
- 【風評対策】県産農林水産物の安全・安心や食材としての魅力のPRを行い、放射性物質を理由に被災3県の食品の購入をためらう消費者は着実に減少。【被災3県の食品の購入をためらう消費者の割合：8.0%(H30.2)】
- 【東京電力による損害賠償】県や市町村等が放射線対策に要した費用の賠償について東京電力と見解の相違があり、ADRセンターへの和解仲介申立て等を行いながら対応している。(H30.1県と東京電力の和解成立)

2 現時点における重要課題

(1) 農林業系副産物の管理及び処理

市町村等による放射性物質濃度を抑制しながらの焼却処理には、なお時間を要する状況であり、処理が終了するまでの間、適切な保管管理を継続する必要がある。

(2) 原木しいたけの産地再生

出荷制限の解除に向け、ホダ場の環境整備の促進、価格高騰している原木の確保等の支援が必要である。

(3) 除去土壌等の処理の支援

除去土壌や道路側溝汚泥等の処理は、住民の理解を得ながら進めていく必要がある。また、除去土壌の処理基準の早期提示等を国に求めていく必要がある。

(4) 風評被害対策

県産農林水産物の信頼確保、販路の回復・拡大のため、実需者、消費者に対し、様々な角度から積極的な働きかけを行っていく必要がある。

(5) 東京電力ホールディングス(株)への損害賠償請求

原発事故に起因する全ての損害について、実態に即した十分な賠償が行われるよう、引き続き東京電力に対して強く求めていく必要がある。

また、市町村等の和解仲介申立てに関し、ADRセンターが順次和解案を提示しており、受諾を表明した市町村等もあるが、その一部について東京電力は諾否を明らかにしていない状況。



3 平成30年度の取組状況・取組予定

(1) 農林業系副産物の管理及び処理

- ア 汚染された牧草やしいたけ原木等に係る適切な保管のための市町村等の取組を支援
- イ 市町村による焼却処理等について技術的支援を実施
- ウ 焼却処理等の完了までの財政措置継続等について、国に対し要望を実施

(2) 原木しいたけの産地再生

- ア 指標値を超過したホダ木の処理や、落葉層除去等のホダ場環境整備を支援
- イ しいたけ生産者の経営基盤強化のため、生産資材の導入や、露地栽培から施設栽培へ転換する際の簡易ハウスの整備を支援
- ウ 不足する原木を確保するため、原木生産団体等で構成する「しいたけ原木供給連絡会議」において広域的な需給調整を実施
- エ 28年度に導入したしいたけ原木用非破壊検査機を活用した検査を行い、より安全な原木を供給

(3) 除去土壌等の処理の支援

3市町との緊密な連携体制を維持し、情報交換等の支援を行うとともに、除去土壌の処理基準の早期提示等について、国への要望を実施。道路側溝汚泥については、放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業（県単事業：補助率1/2）により、3市町に対し一時保管設備の整備を支援。

(4) 風評被害対策

- ア 県産農林水産物の評価向上と取引拡大のため、PRイベントやレセプション等を開催（7月、9月ほか）
- イ 販路の回復と拡大に向け、雑誌記事や「黄金の國、いわて。」応援の店、首都圏の飲食店でフェア等を活用した情報発信を実施
- ウ 安全・安心や品質確保に向けた産地の取組を首都圏等での物産展等により広くPR
- エ 消費者に選ばれる産地を確立するため、水産物の高度衛生品質管理の取組を活かした商品開発や販路開拓等を促進

(5) 東京電力ホールディングス(株)への損害賠償請求

- ア 市町村と協調し、平成29年度分の損害に係る第十次請求を実施予定（7月）。東京電力に対し、強い姿勢で十分な賠償の実現を求めていく
- イ 市町村等の原発ADRにおける和解の成立に向け、東京電力に対し、ADRセンターの判断を尊重して和解案を受諾するよう求める等、県としても引き続き市町村等と連携して対応していく。

☆その他、引き続き取り組む事項☆

- ☞ 県内主要地点及び県有施設等における空間放射線量の測定
- ☞ 県産農林水産物、流通食品、野生鳥獣肉、学校給食食材等の放射性物質濃度検査
- ☞ 各種測定・検査結果や県の取組について、放射線影響対策報告書やホームページ、いわてグラフ等での情報発信
- ☞ 住民や行政職員の理解促進のためのセミナー開催等の取組

